

所管部課	総務部デジタル推進課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市における個人番号の利用等に関する条例施行規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び関連する省令等が改正された。これに伴い、条例において引用する文言及び個人番号の利用に関する事項を改める必要があることから、条例の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する省令が改正等された後も従前どおり事務が行えるよう制定時附則の文言を改める。【制定時附則第4項】</li> <li>・外国人生活保護に係る事務について「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。【別表第1の10の項、別表第2の10の項及び別表第3の1の項関係】</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課において審査済み</li> </ul>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年10月に予定しているシステム標準化に対応するために令和6年第3回東大和市議会定例会においても改正条例を提出する必要がある、総務課と調整中。</li> </ul>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年第2回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</li> </ul>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。